## 名寄市消費生活センター情報 12号

令和元年10月7日

# 「100円でテレビを買い取ります」との電話に注意!

#### 事 例

昨日、「古いテレビを、100円で買い取ります。」と電話がきた、2日後に業者が来ることになったが、知らない業者が家に来ることに不安を感じる、断りたい。(70歳男性)



### アドバイス

- ●「古いテレビを買い取る」と勧誘されても、貴金属やブランドのカメラの買い取りが目 的の場合があります。
- ●業者が自宅を訪問するときは、家族や友人に立ち会ってもらい1人で対応しないでください。また、売るつもりのない貴金属は、持ってないとハッキリ伝えましょう。
- ●売却した場合は、契約書面の交付を受けましょう。書面を受けた日を 1 日目として 8 日間は、クーリング・オフができるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。
- ●消費者には「引渡し拒絶権」が認められており、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。
- ●テレビの処分には、リサイクル料金が掛かります。100円で買い取ると言われても、 信用しないで下さい。「気が変わった」と、来訪を断っても大丈夫です。
- ●断りきれない時は、名寄市消費生活センターにご相談ください。

#### ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654) 2-3575 駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土·日·祝日·年末年始

